

「熱可塑性樹脂組成物」事件  
(知財高判令和7年3月4日 令和6年(ネ)第10026号<sup>1)</sup>)  
原審(大阪地裁令和4年(ワ)第9521号<sup>2)</sup>)

**概要**

(1) 「分子量700以上」との構成を有する数値限定発明について、文言侵害および均等侵害の成否が議論された事例。

(2) 「分子量が699.91848」である被控訴人製品ないし方法について、裁判所は、文言侵害の成立を否定するとともに、均等論の第1要件(非本質的部分)は充足するものの、第5要件(意識的除外等の特段の事情)を充足しないとして、均等侵害の成立も否定した。

**対象特許(特許第4974971号<sup>3)</sup>)**

**【請求項1】**

ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、を含み、

110°C以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物。

ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)である。

**【請求項6】**

ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、

ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、を溶融混合して、

110°C以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物を得る、熱可塑性樹脂組成物の製造方法。

ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)である。

**争点**

「分子量が699.91848」である被控訴人UVAは、「分子量が700以上の紫外線吸収剤」の構成要件を充足するか。充足しない場合に、均等侵害の成否。

**裁判所の判断**

**① 「分子量700以上」の数値限定の技術的意義について**

・・・「(紫外線吸収剤の)分子量が700以上」という数値限定は、いわゆる臨界的な意義を有するものではない(控訴人もこれを自認している)。すなわち、本件各発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、ピンポイントの700ではなく、かなり広い幅(実施例で用いられた「958」と最大分子量の比較例で用いられた「676」の間の領域)にまたがる数字と考えられるが、いわば「切りのよい数字」として「700以上」という数値限定を採用したものと理解される・・・

<sup>1</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/93860/detail8/index.html>

<sup>2</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/92802/detail7/index.html>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2008-155734/10/ja>

## ② 文言侵害について

・・・特許請求の範囲は、特許発明の技術的範囲を画するものであり（特許法70条1項）、第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての役割が求められるものである。したがって、その解釈は、特許法固有の観点を抜きに行うことはできない。

このような観点から考えるに、本件で問題となっている（紫外線吸収剤の分子量）「700以上」という数値範囲は、権利者（出願人）が、権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、特許発明の技術的範囲（独占の範囲）に属するものと属さないものを、一線をもって区分する線引きにほかならない。そうである以上、上記数値範囲の下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来的な意味での整数値と解釈するのが相当である。

・・・被控訴人UVAは、その分子量が700には満たない699.91848であるから、被控訴人製品は構成要件1Bを、被控訴人方法は構成要件6Bを充足しない。

## ③ 均等侵害について（均等論第5要件）

本件において、分子量700という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値は控訴人がいわば任意に選択して定めたものといえる。また、控訴人としては、その数値範囲を「699.5以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない（特別な意味を持たせない）ことを前提とするものと解すべきである。

そうすると、控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700以上」とする数値範囲を定めたということは、「700以上」か「700未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当である。

## まとめ

本件において争点となった「分子量が700以上」の構成は、本件特許の出願時の請求項1においても明記されていたものである。均等論の第5要件に関する判例として、最判平成29年3月24日第二小法廷判決（「マキサカルシトール」事件）<sup>4</sup>が挙げられる。本判決においては、「マキサカルシトール」判例について、「同最判は、いわゆる出願時同効材に関する判断を示したものであって、本件に適切でない」とした上で、本件の判断は、「特許請求の範囲の記載の公示機能を重視する同最判の趣旨に何ら反するものとはいえない」としている。

数値限定の範囲に広がりをもたせる意図で、「約」、「およそ」、「略」などの表現が用いられることがある。最判平成10年4月28日第三小法廷判決（「燻し瓦の製造法」事件）<sup>5</sup>においては、「一〇〇〇℃～九〇〇℃付近の窯温度」との構成における「付近」の意義について、「本件特許出願時において、右作用効果を生ずるのに適した窯内温度に関する当業者の認識及び技術水準を参照してこれを解釈することが必要」と判示された。ただし、「付近」のように「範囲を不確定とさせる表現」については、その内容によっては、発明の明確性要件が問題となり得る（特許・実用新案審査基準第II部第2章第3節「明確性要件」）<sup>6</sup>。

結果論ではあるが、本件特許において、クレームの記載上、出願時において「700以上」の範囲を若干広くしておく（たとえば、「695以上」等にする）ことは、あり得たようと思われる。数値限定については、均等論の適用を期待しなくてもよいように、出願時においては、可能な限り広い範囲を設定し、状況に応じてその範囲を調整できるように、段階的に範囲を狭くする記載も明細書中に加えておくことが望ましいといえる。

**キーワード** 特許、クレーム解釈（70条）、均等論、第5要件、数値限定

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

## 〔注記〕

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。

<sup>4</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/86634/detail2/index.html>

<sup>5</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/34324/detail2/index.html>

<sup>6</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0203.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf)